

2020年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉の集約にあたって

本部は、9月25日16時をもって2020年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉を集約し、改訂新人事・賃金制度以外について妥結を通告しました。

会社は、JR東海労が反対しているにもかかわらず、「新しい人事、賃金制度等の見直し」を今年4月に一方的に実施しました。案の定、JR東海労が指摘した通り多くの問題点がありました。JR東海労は、今改訂、改善交渉の中でもこの制度の改善について会社を追求してきました。しかし会社は頑なにJR東海労の要求を拒否しました。その制度の改善を抜きに「新しい人事、賃金制度等の見直し」を認めることは出来ません。会社は、この制度を締結しない限り協約は締結しないと言明しました。本部は「新しい人事、賃金制度等の見直し」部分を抜いて協約を締結する考えのあることを会社に示しましたが、会社はそのことも拒否しました。本部は、現時点においてこれ以上の進展は困難と判断し、労使関係部分のみの労働協約を締結することとしました。

本部は8月6日、新型コロナウイルス禍の状況で大変な思いをして働く組合員をはじめ多くの職場の社員の切実な声である151項目の要求を提出しました。そして、8月17日の第1回団体交渉から9月11日の会社回答である第8回団体交渉まで開催し、少しでも現状を変えるべく職場の問題点や、未来ある若者達の「新しい人事、賃金制度等の見直し」について粘り強く主張してきました。職場からの闘いと粘り強い交渉によって、会社は、職務手当の支給方法を見直す回答を行いました。これによって職務手当は職名に対して支払われることが明確になりました。それ以外では在宅勤務の規定化をはじめその他8項目が示されましが、「新しい人事、賃金制度等の見直し」の改善も含めて、いずれもJR東海労の要求には全く応えないという内容でした。

本部は9月15日に、2020年度労働協約改訂及び労働条件改善ならびに、改訂新人事、賃金制度に関する再申し入れを行い、9月24日に第9回団体交渉を開催しました。

第9回団体交渉では、災害時の会社からの出勤要請に関連する事項、について専任社員の労働、雇用条件、祝日手当（E単価）、フレックス通勤補助手当等について追求しました。しかしながら、会社が姿勢を変えることはなく対立で終了しました。

今次交渉は、組合員をはじめ職場で働く社員が新型コロナウイルス禍という状況で、大変な苦勞をして安全・安定輸送を担っている中での交渉でした。本部は、組合員や社員の思いを会社にしっかりと訴えてきました。しかし会社は、口先では苦勞を認めつつも、実際は何ら組合要求には応えませんでした。このような会社の姿勢を許すことなく、今後も組合員をはじめ職場の社員の皆さんの思いを実現させるために奮闘します。

最後に、今次交渉に対する組合員をはじめ他労組組合員の皆さんからの支援、激励に対して心から感謝申し上げ、交渉集約に当たっての見解とします。

2020年9月25日

J R 東海労働組合中央本部